

## 南砺市農業委員会第2回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 8月 3日
- 2.開会時刻 令和 5年 9月 6日 午後3時55分
- 3.閉会時刻 令和 5年 9月 6日 午後6時02分
- 4.場 所 南砺市役所3階 302会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	欠
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第7号 農地の非農地証明願いについて  
議案第8号 農用地利用集積計画(案)の決定について

- 第3 協議第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
協議第3号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

- 第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長 予定時刻より早いですが、本日まで出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

朝から久しぶりの雨が降っております。今年は天気が良すぎてコシヒカリのほうも既に刈り始めている状況です。農協に聞きますと、白未熟粒の発生が多く、等級が下がることが懸念されています。このあとの調整でどのような結果になるか分かりませんが、なかなか厳しい状況ではないかと思っております。米の価格もあまり戻っていないという状況でありますので、農家さんの収入が減少するのは非常に大変なことだと思っております。市で対応というのはなかなか難しいのですが、方針としましては、収入保険とか品質方式とか、そういうものの加入を勧めていって、農家さん自らで対応していただけるよう推進していきたいと考えているところでございます。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中18名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長

おつかれさまでございます。今回は会場が変わりまして、意見も言いやすい感じになったかなと思っております。情報提供ということで、新聞等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、この9月1日から企業の農地取得が緩和になったということです。農業に携わるものとして、何十年の大昔から企業に農地を取得させてはいけないということはずっとき

ていた記憶があるのですが、今回9月1日から改正構造改革特区法が施行されたということでありまして、全国の希望する自治体の特例を利用できるようになったわけでございます。縛りがたくさんあって、あとで転用を目論んでいるような企業は認めないとか、地域計画に当該の企業を位置づけていかないと要件が満たせれないというようなこともあるわけでございます。昨年、当農業委員会として〇〇県の〇〇市に国家戦略の特区ということで、特例的に進めておられる〇〇市を訪問して、話を聞いてきたところでございますが、全国でそこだけだったのが、今度から全国で一斉に門徒が開かれたということで、私どもも農業委員として広く見ていかないといけないことが増えてきたなと思って益々肩の荷が重くなってきておりますが、難しいことは市の事務局と前向きに慎重に進めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は2番委員、4番委員の2名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第4号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回3件の申請がありました。面積は 田9,285㎡ 畑201㎡ 合わせて9,486㎡です。

受付番号1番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは相続によりこの農地を取得されたのですが、労力不足ということで、地元で集落営農組織の一員として耕作しておられます、譲受人〇〇〇〇さんに所有権移転するものです。ちょっと現地が分かりにくいところがあったので、現地へは代書人さんと事務局で一緒に向かい、耕作できる状態であることを確認してきました。

受付番号2番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、住所は実家になっていますが、実際はアパートで夫婦と子供3人の計5人で暮らしています。

子供たちも大きくなってアパートでは手狭になり住宅を検討した結果、空き家を購入することにしました。この空き家については後ほど5条申請で出てくるのですが、この空き家の隣にある申請地も同時に取得して、野菜を作りたいということで今回の申請となりました。野菜作りに必要な機械は実家から借りられるということです。

受付番号3番です。

譲受人〇〇〇〇さんは県外にお勤めなので、県外のマンションにお住まいなのですが、リモートワークで仕事ができることもあり、申請地の隣にある空き家を購入し、申請地で野菜を作りたいということで今回の申請となりました。野菜や果物の栽培の経験もおありで、耕運機は購入予定、その他の農具一式は全所有者から譲り受ける予定だそうです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第5号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回1件の申請があり、田で 42 m<sup>2</sup> です。

住宅敷地 1件 田 1筆 42 m<sup>2</sup>

受付番号1番です。

申請人〇〇〇〇は、昭和50年に新築した住宅及び店舗で生活していたのですが、後ほど5条申請で出てきます娘さんの住宅を建てようと測量したところ、住宅の一部が隣の田にはみ出して建築されていることが発覚いたしましたので、今回は正申請をするものです。

農地区分は用途地域のため3種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第6号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回8件の申請があり、田 9,645.21 m<sup>2</sup> 畑 1,080 m<sup>2</sup> 計 10,725.21 m<sup>2</sup>です。

農機具格納庫敷地 1件 田 1筆 385 m<sup>2</sup>

高速4車線化袴腰トンネル

工事残土置き場(一時転用) 1件 畑 3筆 855 m<sup>2</sup>

住宅敷地 3件 田 4筆 595.21 m<sup>2</sup>

		畑	2筆	188 m <sup>2</sup>
倉庫兼駐車場敷地	1件	田	1筆	187 m <sup>2</sup>
住宅敷地の拡張	1件	田	3筆	406 m <sup>2</sup>
高速4車線化袴腰トンネル 工事事務所、宿舎、物置（一時転用）	1件	田	13筆	8,072 m <sup>2</sup>
		畑	1筆	37 m <sup>2</sup>
計	8件		28筆	10,725.21 m <sup>2</sup>

受付番号1番です。

前回の総会で、軽微変更の案件としてご報告させていただいたものです。譲受人〇〇〇〇さんは任意組織の代表者さんです。法人格を持たない任意組織は転用申請することができないため、代表者個人名での申請となっております。組織所有の機械を収納する農機具格納庫を建てたいということです。現在は集落組織の個人の納屋とかに収納しているのですが、機械がぎゅうぎゅう詰めで収まりきらない状態であることから、組織として農機具格納庫を建てたいということで今回の申請となりました。

農地区分は農用地、許可基準は農業用施設と判断しております。

受付番号2番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、高速道路4車線化袴腰トンネル工事の残土置き場として一時転用したいということです。転用期間は、2023年10月1日から2029年3月31日までの5年5か月となっております。通常、農振農用地での一時転用は3年以内となっておりますが、今回の申請地は農振区域外の農地でありますので、3年の縛りはなく事業に必要な期間となります。

農地区分は2種農地、許可基準は代替可能性なしと判断しております。

受付番号3番です。

R5.4月除外受付案件です。

譲受人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんご夫婦で、現在は市外の共同住宅にお子さんと3人でお住まいです。お子さんも大きくなってきて、手狭になってきたことから、住宅建築を計画されたものです。子供の世話のことや将来の両親の介護を考えて実家近くで土地を探して今回の申請地となったもの

です。

農地区分は1種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号4番です。

譲受人〇〇〇〇さんは現在アパートで夫と暮らしています。将来的に子供の面倒も見てもらいたいので、実家の近くで土地を探されたものです。東側に細く伸びている部分は、屋根の排水路として利用されるそうです。

農地区分は用途地域のため3種農地、許可基準は原則許可となります。

受付番号5番です。

譲受人〇〇〇〇さんは現在アパートに夫婦と子供3人の計5人で暮らしています。子供がだんだんと大きくなり個人部屋が必要となったので、空き家を購入することにしましたが、調査したところ地目が農地のままで許可も得てないことが判明したため、今回是正申請するものです。もともとは空き家の所有者である〇〇〇〇さんのお父さんが昭和55年ごろに許可を得ずに住宅敷地としてしまったものですが、是正申請はその土地が必要な方が申請する必要がありますので、空き家購入予定の方が譲受人として申請することとなります。

農地区分は用途地域のため3種農地、許可基準は原則許可となります。

受付番号6番です。

R5.4月除外受付案件です。

譲受人〇〇〇〇は駅の構内等で食糧品（主におにぎり）の製造販売をしているのですが、地元でとれた美味しいお米を大量に購入し保管するための倉庫を建築したいということです。合わせて来客や社用車の駐車場も整備したいということです。

農地区分は1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号7番です。

R5.4月除外受付案件です。

譲受人〇〇〇〇は、親子2世帯で生活するため平成4年に住宅を増築したのですが、転用許可を得ていなかったことが判明したため是正申請するものです。県道と市道の交差点に位置し、市道拡幅工事により耕作しづらくなったことと騒音がひどくなったため、垣根をして前庭にしてしまったという

ことです。

農地区分は公共施設整備済区域ということで3種農地、許可基準は原則許可となります。

受付番号8番です。

R5.4月除外受付案件です。

譲受人〇〇〇〇は土木建設業を営む会社で、ネクスコ中日本から高速4車線化袴腰トンネル工事を請け負っています。工事区間は山間部であり、この工事を行うためにはたくさんの作業員がこの地域にやってきて寝泊りしながら期間中作業にあたることとなります。そのため、近くに事務所や作業員の宿舎、物置を建てれるまとまった敷地が必要となり、今回の申請となりました。工事期間のみということで一時転用申請となり、一時転用期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間となっております。転用面積が3,000㎡を超えるため、県の常設審議会にはかけられることになりまして、明日現地調査の予定が入っております。

農地区分は2種農地、許可基準は代替可能性なしと判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 土砂置場とかの場合も一時転用申請が必要なんですよ。

事務局 土砂を置くのがどんな人で何のために置きたいかにより、申請が必要になる場合と申請が必要でない場合、あるいは届出でいい場合があるので、そういった話がありましたら、一度事務局にご相談いただければと思います。

〇〇委員 実は今業者から話があるんだけど、持ち主が亡くなっていてどこにも相続していない状態なものだから、どうしたらいいものかと思って聞いてみました。

事務局 そうなのですね。本人がいらっしゃらなければ、法定相続人とかになるんですが。

〇〇委員 誰もいないんです。それで弱っているのです。

事務局 そうだったのですね。

〇〇委員 実際どうするかまた相談に行きます。

事務局 はい。お願いします。

〇〇委員 2番の案件について、現地を確認に行ってきたのですが、私が行ったときは雑木で全然分からない状況でした。道に雑木がはみ出して軽四トラックで通ってもパスパスと当たるような状況でした。この資料に載っている写真は雪解けに撮られたものでないかと思われま。

事務局 ありがとうございます。

議長 ほかにご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第7号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第7号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は3地域で3件の申請がありました。  
〇〇地域で 畑1筆 90㎡ 〇〇地域で 畑2筆108㎡ 〇〇地域で 畑1筆 257㎡ 計4筆455㎡の申出がありました。  
1番目の案件です。所有者は県外にお住まいの〇〇〇〇さんでありまして、この方の祖父の時代の話らしくて父でさえも

この件はよく分からないということらしいです。現地は川もあって、森というか小高いところでありました。たまたまこの川が昭和 60 年に河川改修されているようでして、その情報がありまして土木センターに当時の資料もありましたのでようやく分かったというような状況です。現地は 8 月 17 日に〇〇委員さんに確認いただいております、写真のように藪の状態です。この藪の中も確認してきたのですが、よくよく見ると 2 番目の写真のようになんとなく三角形の平らな部分があるかなというのが、中に入ってはじめてわかった感じです。ほとんど藪の中という感じでこれを山林と呼べるかどうかという感じもありまして原野というようなことで現地で判断してきました。〇〇委員さんからご報告をお願いします。

〇〇委員 8 月 17 日に事務局と現地確認に行ってきた。昭和 50 年代に区画整理をされまして、そのときにちょうど〇〇と〇〇の境で田んぼと畑が分かれていまして、当初は畑をしていたのですが写真を見ていただいても分かりますように、私の丈ほどまで生えていまして、ちょっと行きますと平坦になっていまして、昔は畑をしていたふうに感じましたが、農地としては復元不可能と判断しました。周りじゅうも大きな木が茂っておりましたので、復元はやっぱり不可能かなと思いました。以上ご報告いたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして 2 番目の案件です。  
こちらは 7 月 14 日に〇〇委員さんに確認をいただいております。と言いますのは、これは林政課のほうから照会を受けておりまして、実は今回審議案件は 2 筆だけなのですが、実はこのほかに〇〇地域のほうで 10 筆伺いまして、それを先に確認に行ってきたのが 7 月の状態だったのですが、10 筆のほうはよくよく確認したら、森林組合の事業で令和 3 年 12 月 1 日付けで非農地の認定をしていました。ゆえに治山の事業が始まっていたということになるのですがようやくそれが分かりまして、今回は 2 筆のみの案件となっています。所有者は〇〇〇〇さんで、市道を入っていった沢のヘアピンのようなところの奥です。資料の写真を見ていただきますと、実は 4 年度の治山事業として堰堤が完成しております、以前もこのようなことがあったのですが、図面から行きますと沢合の右岸側にある 2 筆です。〇〇委員さんのご報告よろしくお願

いたします。

〇〇委員 事務局と確認に行ってきたのですが、既に谷止工ができていまして、どこがその部分かなというような状態だったのですが、この中に今回の2筆があったという感じです。

事務局 ありがとうございます。続きまして3番目の案件です。  
所有者は〇〇〇〇さんで、こちらのほうは8月24日に〇〇委員さんに現地確認をしていただいております。2か月ほど前に姉妹で相談に来られたときは、転用申請で地目変更は無理じゃないですかという話だったのですが、よくよく聞いてみますと、この所有者さんのお宅は宮司さんのお宅だったそうで、その宮司さんも亡くなられてまして、土地も農地も処分したいということで相談に見えておられました。

現地のほうは先が細まったようなL方の土地でありまして、先が細まった先端のほうに通路がありまして墓地があるということでした。お宮さんの裏手が入り口で、〇〇さんの宅地なんですがお宮さん自体は東側から入るようになるんです。人しかはいれないような状態ですので、物事が行われるときは〇〇さんの宅地を通過して作業されたり、ちょっと開けた部分は乗用車や作業者を駐車したりしていたと聞きました。L型の上から見た感じでは、2/3は屋敷林とか生えていて農地ではないですねという思いと、奥の墓場につながる通路をブロック塀で囲ってまして、太陽の光がほとんど当たらないというような感じでもありましたので、非農地ということで判断してきたところなんです。〇〇委員さん、ご報告をお願いします。

〇〇委員 8月24日に現地を事務局と確認してきました。今ほどの説明のとおり、宅地に隣接しておりまして、申請地は屋敷林が伸び切っているような状態と、敷地自体も10年それ以上砂利みたいなのがたくさんありまして、通路みたいになっているところも畑というような捉え方はできないという判断でございます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

- 〇〇委員 私の地域にもこのような神社の横に、昭和初期から宮田として管理していて、そこでとれた米で宮の費用をまかなっていたところがあります。面積も結構大きくて、今は格納庫にしまして、宮田を宅地に変換しているのですが、当時神社庁の件が一番問題になった記憶があるのだが、今は神社庁はどうなったのか。そもそも宮田というのは神社庁の管轄なのですよ。それが今現在はどういうことになるのか勉強のために聞かせてほしい。
- 事務局 確認をとらないと分からないですが、たぶん個人の所有だったからこんなお話になっているのかなと思うのです。確認してみたいと思います。  
今回の件は神主さんが亡くなられて後継ぎがないということで、息子さんが若いころから体の都合が悪くて後を継げる状態ではないようです。
- 〇〇委員 お宮さん自体はどうなっているのか。
- 〇〇委員 地域のお宮さんですから、地域の方がお世話されていると思います。
- 〇〇委員 所有者は分かっているのですよね。
- 事務局 全部事項証明を見た感じ個人名義だったと思います。地域の名義にしてあるところもあるかもしれないですが、個人名義なら神社庁は関係ないものと思います。
- 議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 〇〇委員 〇〇地域の案件ですが、写真をみると既に堰堤が施されている。これは公共工事によるものですよ。
- 事務局 そうですね、県の事業ですね。
- 〇〇委員 公共用地で取得した個人の農地は、農業委員会に書類提出しないで、こんな状況になりますという報告しかしていなかったように思うのです。いつ頃のことか分からないから何と

も言えないですが、こんなような事例、農振農用地を公共事業に絡んで取得したという事例は潜在的に結構あると思うのです。所有権は富山県とか市町村名になっていたりと思うのですが、こういうのが出てくるということは、まだ個人の名前で残っていたということなんですかね。まだ所有権移転してなかったということですか。

事務局 確かに、国や県が行う公共事業は転用許可が要らなかったりするのですが、市が行う事業とか、国が行う事業でも転用許可がいらぬのは事業用地のみで、作業用道路とかは一時転用の許可が必要となるとかいろいろあります。〇〇委員さんが言われたとおり、今事業が終わっているということであれば、もう何年も前から動いておられると思うのですが、最後登記の段階で農地のままなものですから、非農地の認定をもって登記の変更をしていくしかないという動きなのかなと思っています。こういうふうに申請が出てくるのはまだいい方で、なってないところが多分たくさん見受けられると思います。

〇〇委員 国道とか県道もそうだったと思うのですが、農業委員の現地の立ち合いも大変だし、収用であればできるだけスムーズにいくようお願いしたいと思うのです。

〇〇委員 〇〇地域のこんな傾斜地がなんで農地になっているのかと思われるかもしれないが、当時養蚕するために桑畑にした。そのため急傾斜のところに畑があるので。

事務局 県の事業ですので、県から林政課が受けて、林政課から来てるという流れがあるもので、言われた以上見なくてもいいとも言えなくて現地確認をお願いしたものです。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 7 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 8 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 8 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 8 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、1 件・1 筆の申請がありました。面積は、田 1 筆 2,861 m<sup>2</sup>です。

件数が少ない時期で、再設定 1 件のみです。仲間田のように仲間田を耕作している方と同じ方と利用権設定するものです。

流動化率は前回より微減の 59.61%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 設定期間が 3 年になっているが、設定期間の縛りはあるのですか。

事務局 とくにはなくてお互いで決めていただいた期間になります。この方の場合はまだ若いので 3 年で更新される予定だと思います。

〇〇委員 話し合いで決めるということですね。

事務局 そうですね。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 8 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 2 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 2 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 7月20日の組織委員会の際に36名の最適化推進委員さんの委嘱についてご審議いただき、その後正式に委嘱書を交付させていただいたところです。その際に残念ながら災害に巻き込まれて委嘱できなかった1名の方について、欠員のままでしたが、再度地域づくり協議会から8/24に推薦をいただきましたので、今回皆様にお諮りするものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第 2 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 協議第3号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第3号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号1番です。

譲受人〇〇神社さんはR4年11月に倉庫と車庫を申請されて許可も受けていたのですが、このたび県道を挟んだ西側の譲渡人〇〇〇〇さんという方の土地が神社の前にあります、そちらのほうを今回購入されるということです。こちらには譲渡人の養鶏場と卵を選別する選卵所が建っていたわけですが、20年以上使用しておられなかったようで、それを昨年解体されたようで、現在は更地になっております。この〇〇神社は古くは300年前にこの領地をいただいて拓かれたということだったのですが、参道が霊験新たかといいますかうっそうとしている、そういった風貌をもっていたのですが、宅地に生えていた神社林と一緒に全部切られまして、お宮さんの風格が損なわれたような感じになったとのこと。もともともっと大きい区画で神社が拓かれたのですが、戦後の農地改革で現在のところまで区画されまして、譲渡人もそのときに申請地を取得されたようで、そこで養鶏をやっておられたのかなという感じ。今回それをまた買い戻されるというような流れになるのかもしれませんが、面積の大部分はお庭のような感じで榊を植えたりすることを考えておられます。北側は数年前から立派な駐車場ができていますが、そちらからの歩行者の方が県道を通らないと来れないということでありまして、まずは県道沿いに歩道を設けられて、さらに立派な駐車場なんですけども年間10回ほどある祭礼等々ときには駐車台数が溢れるということで、参道沿いに12台分の駐車場も整備したいということだそうです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第3号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第3号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回4件の届出がありました。  
面積はすべて田 13,759 m<sup>2</sup> です。  
受付番号1番は、5条申請をするために合意解約したものです。  
受付番号2～3番は、中間管理機構通しの契約内容そのままに耕作者のみ変更するため、配分側のみ合意解約するものです。  
受付番号4番は、1月から耕作者を地元の営農組合さんに変更するために合意解約するものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

〇〇委員 合意解約成立日が、未来の日付になっているものがあるが。

事務局 本来解約を合意したということを出していたものを報告する案件なので、未来の日付のものがあるはずがないのですが、農地中間管理機構を通じた契約を合意解約して次の契約をする場合、間をあけてしまうと交付金の返還が生じてしまうケースがあるため、そういう場合に限り未来の日付を

合意解約成立日として報告しています。それなら来月で報告すればよいのではないかとありますが、合意解約後の次の契約は今回の総会で諮らないと間に合わないため、先にあるべき合意解約だけを来月報告することもできないため、合意解約の報告を早めているものです。

〇〇委員

わかりました。

議長

ほかにご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

事務局

その他について事務局からお願いします。

- ・農地パトロールについて
- ・地域計画策定の今後のスケジュールについて  
地域計画研修会 10月12日を予定

議長

ほかになにかご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和5年10月4日(水)午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後6時02分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長